

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

①土砂災害

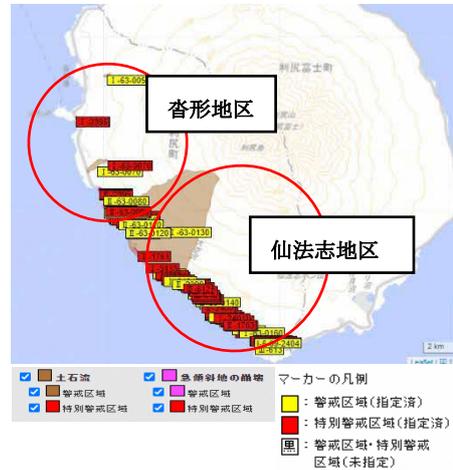
北海道土砂災害警戒情報システムによると、当町の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている地域はいくつか存在するが、とりわけ仙法志地区に集中している。

仙法志地区には、建設業7件や小売業9件等の小規模事業者がいることから、対策が必要である。

<当町の警戒区域等は以下のとおり>

土石流特別警戒区域 24 箇所、急傾斜地崩壊危険箇所 22 箇所、雪崩危険箇所 11 箇所、崩壊土砂流出危険地区 20 箇所、山腹崩壊危険地区 31 箇所

土砂災害警戒区域等指定状況



(出典：北海道土砂災害警戒情報システム)

②地震

利尻町に大きな被害を及ぼす可能性が高い地震として、利尻町ハザードマップでは「6つの想定されている地震」の中で①北海道北西沖（沖側）地震、②北海道北西沖（沿岸側）地震、⑤北海道南西沖地震の3つをあげている。

地震調査研究推進本部においては、これらの地震の規模はマグニチュード7.8程度が想定され、発生確率は0.1%以下とされている。

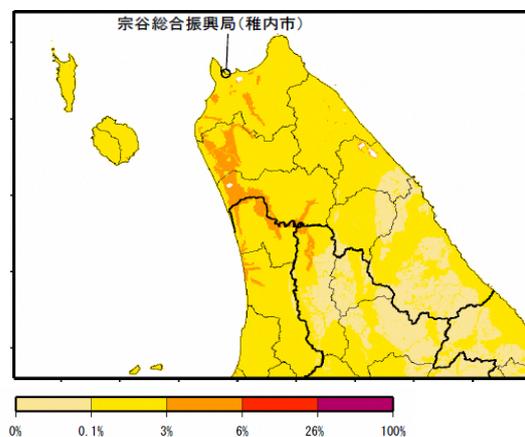
天売（てうり）・焼尻（やぎしり）島から利尻・礼文島にかけての西方沖合は、これまでの地震の資料でも大地震を伝える記載がなく、この海域を地震の空白域とする考え方があるようだが、50年或いは100年に1度と言われるような自然災害が多発する昨今では、常に警戒が必要である。

6つの想定されている地震



(出典：利尻町ハザードマップ)

今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率



(出典：地震調査研究推進本部)

③津波

当町において津波を引き起こす可能性のある地震は「6つの想定されている地震」②のとおり北海道北西沖（沖側・沿岸側）地震と⑤北海道南西沖地震の影響が大きく、小規模事業者の多くが杓形・仙法志両地区の海岸沿いにあり、利尻町ハザードマップによると杓形地区の最大遡上高（※）は最大6m超が想定されている。

※遡上高とは津波が海岸に到達後陸地をはい上がり、最も高くなったところの平常潮位面からの高さ。

上図 6つの想定されている地震による最大遡上高

杓形地区				
NO.	最大遡上高	±0.2m	+1.0m	第1波
①	6.33m	30分	32分	32分
②	3.2m	0分	0分	0分
⑤	1.26m	64分	—	72分

(出典：利尻町ハザードマップ)

④感染症

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

⑤その他

当町では、これまでも暴風雨による数々の水害に見舞われてきた。近年では特に平成16年の台風18号において風害が多大な被害を及ぼし1名の方が亡くなった。

また、平成28年には大雨による河川の氾濫等で床下浸水が12件のほか、土砂崩れで道路が寸断されるなど、住民生活に多大な影響が出た。

《過去における主な災害記録》

年	種別	被害状況等
H16	台風	台風18号 死亡×1名
H26	大雨	床下浸水×1件
H27	強風	非住家破損、停電等
H27	強風	停電等
H28	大雨	床下浸水×12件、土砂崩れ等
R02	大雨	建床下浸水×1件

(出典：利尻町地域防災計画)

(2) 商工業者の状況

(令和3年4月1日現在)

業種別内訳	商工業者数	小規模事業者数	備考
建設業	29	23	町内広くに分散
製造業	6	6	〃
卸売業	3	2	〃
小売業	32	30	〃
飲食・宿泊業	31	30	杓形地区に集中
サービス業	18	12	〃
その他	19	3	町内広くに分散
合計	138	106	

※利尻町商工会独自把握数値

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

実施年	項目
平成23年	IP告知端末による住民への災害情報の伝達
平成26年	第1回防災キャンプ実施
平成27年	利尻町防災訓練
平成28年	利尻町総合防災訓練
令和2年	防災ラジオの各戸配布
令和3年	利尻町強靱化計画策定
〃	利尻町防災計画策定

2) 当商工会の取組

- ・商工会だよりにおける事業者BCP等施策の周知
- ・北海道火災共済と連携した損害保険への加入促進
- ・災害復旧貸付制度の周知

2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・地区内小規模事業者に対する感染症対策の周知が十分になされていない。

<感染症対策の具体的な課題>

- ・体調不良者を出社させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性の周知。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・成果目標

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定目標（事業継続力強化計画）				
			R4	R5	R6	R7	R8
建設業	29	23	2	1	1	1	1
製造業	6	6	0	1	0	1	0
卸売業	3	2	0	0	1	0	0
小売業	32	30	1	1	1	2	2
飲食・宿泊業	31	30	1	2	0	0	1
サービス業	18	12	1	0	1	1	1
その他	19	3	0	0	1	0	0
合計	138	106	5	5	5	5	5

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、浸水地域並びに土砂災害警戒区域を優先し、おおむね3期（15年間）で地域の小規模事業者全てが事業継続力強化計画を策定するよう設定した。

・実施目標

項目	目的	目標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し計画策定・ハザードマップの重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関との体制構築	連携会議開催	年1回

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて利尻町事業継続力強化支援計画評価委員会（仮称）を年1回開催し、事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

利尻町	利尻町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、商工会内部における職員会議及び勉強会の開催により、職員間の情報共有並びに連携を図る。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録や北海道士砂災害警戒情報システム等の資料を用いながら、事業所立地場所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、誤った情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和5年3月までに策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・専門家である有限会社ブレインズ・ワン（代表取締役 阿部 裕樹（防災士/IT コーディネータ））に依頼し、職員のノウハウの育成を図る。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定件数					フォローアップ件数				
			R4	R5	R6	R7	R8	R4	R5	R6	R7	R8
建設業	29	23	2	1	1	1	1	2	1	1	1	1
製造業	6	6	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0
卸売業	3	2	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
小売業	32	30	1	1	1	2	2	1	1	1	2	2
飲食・宿泊業	31	30	1	2	0	0	1	1	2	0	0	1
サービス業	18	12	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1
その他	19	3	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
合計	138	106	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

- ・町、商工会並びに利尻漁協などの関係機関を交えた利尻町事業継続力強化支援計画評価委員会（仮称）において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（土砂崩れ等）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当町と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等）③SNS（LINE）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否について SNS のグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・利尻町災害対策本部の方針に従い、当町産業課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。
- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出勤	<ul style="list-style-type: none"> ・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・町内に震度 6 弱以上の地震が発生したとき ・予想されない重大な災害が発生したとき ・気象特別警報が発表されたとき 	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき ・町内に震度 5 弱又は 5 強の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時 ・町内に震度 4 の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員

- ・本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有する。

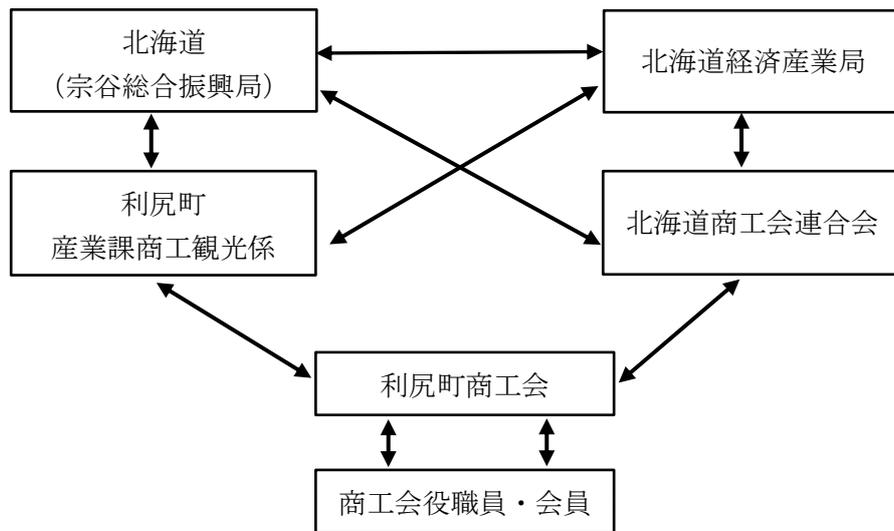
発災後～1 週間	1 日に 3 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 2 回共有する
2 週間～4 週間	1 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	2 日に 1 回共有する

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生への恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたは F A X 等により情報共有又は報告を行う。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・当商工会と当町が共有した情報について、北海道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、宗谷総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・被害状況確認報告書様式

事業所	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地区内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地域内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地域内小規模事業者に対する復興支援

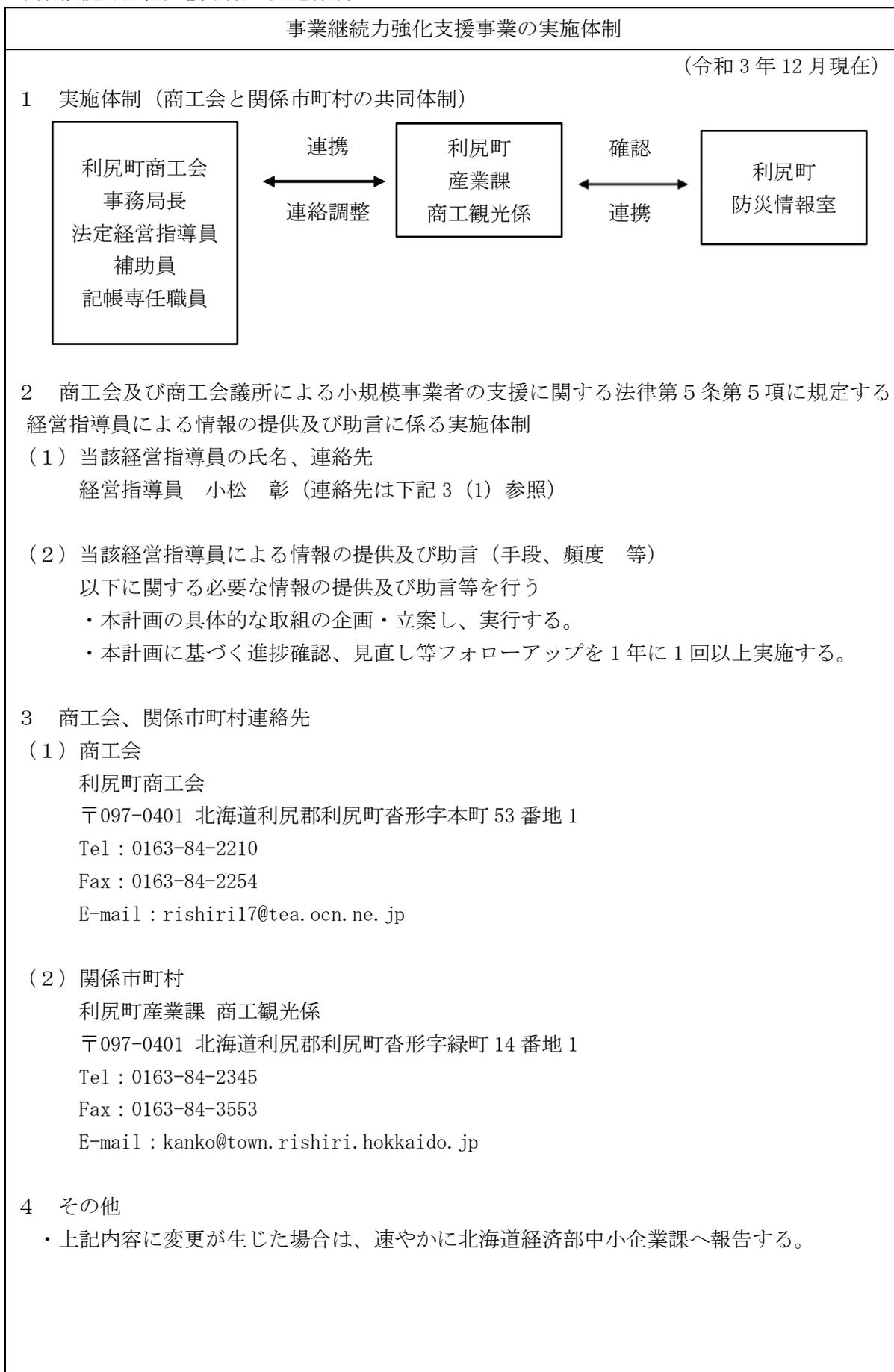
- ・利尻町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、利尻町・利尻町商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	120	120	120	120	120
・ 専門家派遣費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンフ、チラシ作成費	10	10	10	10	10
・ 防災、感染症対策費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、補助金、受託収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。